

○沖縄県立看護大学研究倫理審査委員会規程

(平成 21 年 6 月 17 日)

[沿革] 平成 30 年 6 月 20 日 改正

(設置)

第 1 条 沖縄県立看護大学教授会規程第 7 条及び沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程第 7 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 研究における倫理のあり方に関わる基本的事項に関すること
- (2) 研究者から申請された研究等に関わる研究計画書の倫理審査に関すること
- (3) その他研究倫理に関すること

(審査)

第 3 条 委員会は、前条第 1 項 2 号について次のとおり研究者の申請に基づき審査を行う。ただし、委員会が必要と認めるときは、研究者から申請のない場合でも審査の対象とする。

(1) 審査対象

本学の教員、学生が実施する研究等とし、他機関から依頼されたものを含む。

(2) 申請者

申請者は次のとおりとする。なお、共同研究の場合には、研究責任者が代表して申請する。

ア 本学教員（教授、准教授、講師、助教及び助手を含む。）

イ 大学院生（研究指導教員の了解を得て研究者本人が申請する。）

ウ 学部学生については、これを指導する教員

(迅速審査)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、委員長が必要と認めたときは、迅速審査を行うことができる。

(1) 次に定める研究計画の軽微な変更に関する審査

ア 実施期間の延長

イ 実施責任者、担当者の変更・追加

ウ 実施方法の変更

エ その他これらに準ずる変更

(2) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において研究倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当で

ある旨の意見を得ている場合の審査

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

2 前項の審査は、委員長があらかじめ指名した2名以上の委員により行うものとする。

3 前項の審査を行った場合は、審査結果を全ての委員に報告しなければならない。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本学教員から選出された委員4名程度

(2) 外部学識経験者2名

2 学長は必要に応じて委員会に出席することができるものとする。

3 委員会は、必要があると認めるときは、臨時委員の委嘱を学長に求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、学長の指名する委員がこれに当たる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査対象となる研究に関わる委員は出席させないものとし、その数は構成委員から除く。

5 委員会が必要と認めた場合は、研究の実施責任者又は第三者を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。

6 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(公表)

第9条 前条第6項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシーの保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に関わる部分については、その研究実施責任者の同意を得るものとする。

(報告義務)

第 10 条 審査を経た研究を中止したときは、研究者は速やかに委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、学務課において処理する。

第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会
が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。